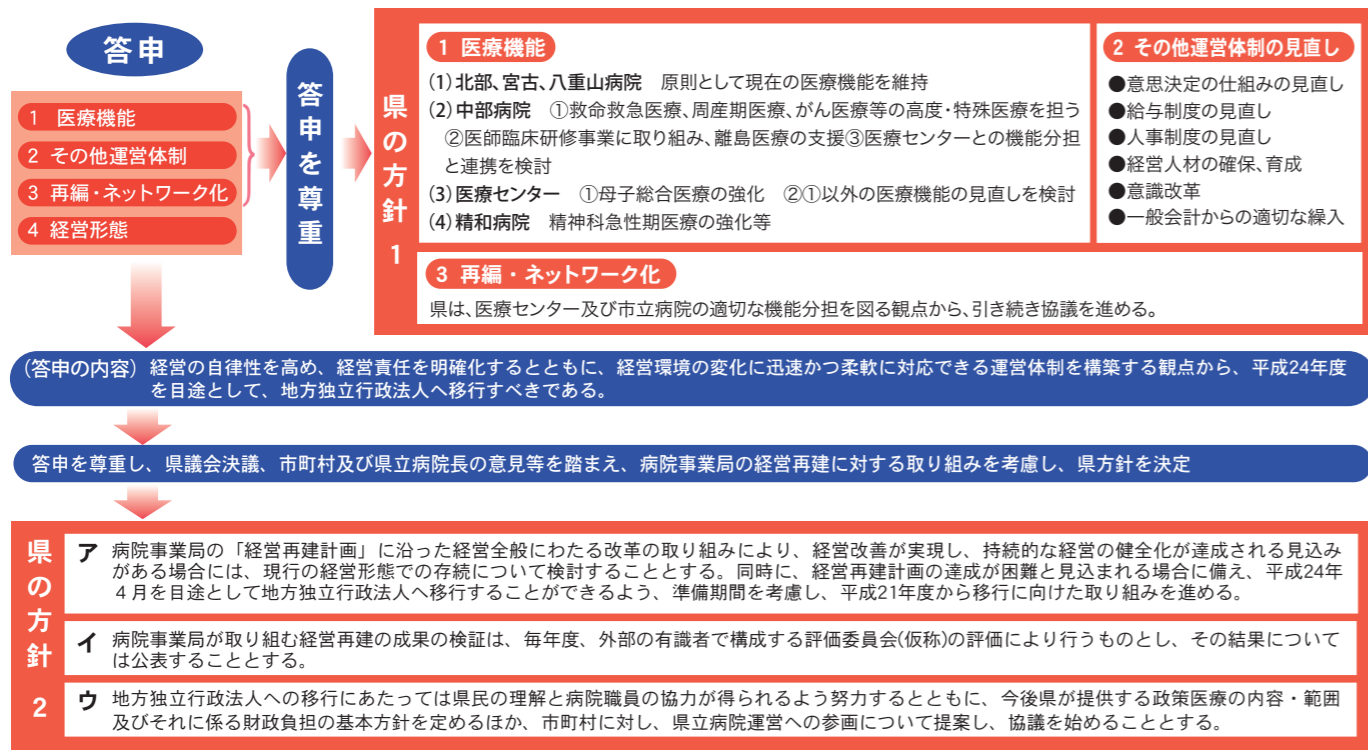


県立病院のあり方に関する基本構想(県方針)の概要<イメージ図>

改革の目的 財政負担の抑制+経営の健全化⇒医療提供体制の確保、医療水準の向上、勤務環境の改善



地域において必要とされる医療提供体制を将来にわたって確保するために

県立病院のあり方に関する基本構想を策定

県は、地域において必要とされる医療提供体制を将来にわたって確保するとともに、県立病院の医療水準の向上及び病院現場の勤務環境の改善を図ることを目的として、県立病院のあり方に関する基本構想を策定しました。

基本構想は、沖縄県医療審議会の答申を尊重するとともに、県議会、市町村長の意見等も踏まえてまとめられました。

全国的にも評価の高い沖縄県の県立病院が果たしてきた役割を今後も安定的に継続していくには、厳しい経営状況に陥っている病院事業を早急に建て直し、経営の健全化を図る必要があります。

県民一人一人が県立病院を守り育てる当事者であるとの認識を持ち、県立病院の改革にご理解とご協力をお願いします。



評価の高い沖縄県の病院事業

本県では、「北部病院」「中部病院」「南部医療センター・こども医療センター」「宮古病院」「八重山病院」「精和病院」の六つの県立病院

を設置し、それぞれの県立病院は地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしており、県民から高い評価を受けています。

なかでも、救急医療、小児医療及び周産期医療などは地域医療の中核となっています。

病院事業の経営状況

	17年度	18年度	19年度
① 病院事業収益 (うち繰入金：損益勘定分)	393 (32)	391 (40)	446 (49)
② 病院事業費用	440	441	458
③ 純損失	△47	△50	△12
④ 経常損失	△46	△50	△35
⑤ 繰出金を除く実質経常損失	△78	△90	△84
⑥ 累積欠損	△469	△519	△217
⑦ 一般会計繰出金の合計	59	68	71

(注) 累積欠損金は、平成19年度に議会議決を経て資本剰余金(314億円)と相殺したため大幅に減額している。

厳しい経営状況が続きました。病院事業の経営の健全化は、喫緊の課題です。

厳しい県の財政状況

一方、県の財政は、平成二十年度から平成二十三年度までの四年度間で約千二百六十億円の収支不足が見込まれており、今後も、県庁全体が一丸となって行財政改革に取り組まなければならない状況にあります。

県においては、平成二十年度当初予算で病院事業に対し、約六十七億円の繰出のほか、二十億円の長期貸付を行い、当面の資金ショートを回避しました。

しかし、県の財政が一段と厳しくなる中、今後もこのような経営状況が続いた場合、県が病院事業を維持できなくなる可能性があります。

本県の救急医療では、他の公的な医療機関及び民間病院等の取り組みもあいまって、本土で見られるような救急搬送患者の受け入れ不能という事態は起きていません。

離島医療においても、宮古病院、八重山病院が地域の中核病院として重要な役割を果たしているほか、小児・周産期医療においては、南部医療センター・こども医療センターが母子総合医療センターとして重要な基盤となっています。

また、中部病院を中心とした医師臨床研修事業の実施により、本県は人口当たりの初期研修医採用数で全国でも屈指の実績を誇っています。

百億円を超える資金不足の発生

沖縄県の病院事業は、平成十八年四月から地方公営企業法の全部適用に移行しました。また、同年は、新たに南部医療センター・こども医療センターを開設するなど、病院事業にとって大きな転換点となった年でした。

しかしながら、平成十八年度決算は、約五十億円の経常損失を計上し、資金不足額は約百十三億円まで増加しました。平成十九年度決算では経常損失が約三十五億円と改善したものの、累積欠損金は約二百十七億円に達し、資金不足額も約百億円となるなど、極めて

また、全国的にも評価の高い県立病院の医療機能が低下し、医療従事者の勤務環境も厳しくなるほか、地域において必要とされる医療提供体制の確保が危惧されました。

基本構想の策定

このため、県においては、県立病院の救急医療、離島医療、小児・周産期医療等、地域において必要とされる医療を将来にわたって安定的に提供していくためには、県立病院の改革が喫緊の課題であると判断し、県立病院のあり方に関する検討を始め、この度、「県立病院のあり方に関する基本構想」を策定したものです。(イメージ図参照)

県の基本的な考え方

医療は県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な機能であり、地域において必要とされる医療提供体制を確保することは県の責務です。このような認識の下、県としては、本基本構想において示した改革に取り組み、県立病院の果たすべき役割である離島医療、救急医療、小児・周産期医療等地域において必要とされる医療を今後とも堅持していきたいと考えていますので、県民の皆様のご理解とご協力を心からお願いたします。

お問い合わせ 県医務課 TEL: 098-866-2169 FAX: 098-866-2714